

●香川県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年7月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1. (1) 指定に係る保安林の所在場所

高松市塩江町安原下第2号字下切1926の1、1926の9、1928の10、1933の8、1934の6、1935の3、1935の5から1935の7まで、1936の4、1937の2、1937の3、1937の7、1937の9、1939の1、1939の3、1939の15、1940の1、1940の6から1940の9まで

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2. (1) 指定に係る保安林の所在場所

高松市三谷町字平石西2007の1・2007の22・2007の26から2007の28まで・2007の62から2007の64まで・2007の69・2007の70（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、2007の61、2007の65、さぬき市寒川町石田東字所谷甲3382の2

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに高松市産業経済部農林水産課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）